

令和3年3月31日

令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久
支部庁舎改修計画に対する声明

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

声 明 文

令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久支部（以下、「佐久支部」という）庁舎の改修工事（以下「本件改修工事」という）について、当協議会、佐久広域連合、佐久広域連合議会、長野県弁護士会等からの要望にもかかわらず、令和3年3月30日、事業主体である東京高等裁判所から、「エレベーターの新設工事は行わない」、「専用の試行面会施設を設置することはしない（ただし、兼用の試行面会施設の設置については引き続き検討する）」、「本件改修工事の入札公告は延期しない」という回答が、長野地方裁判所会計課を介して口頭で告げられました。

ノーマライゼーション社会の実現を国家的目標として掲げるさなかに、少数弱者の人権の砦たる裁判所において、このような重要な決定が拙速になされたことに対して、当協議会は、ここに強い遺憾の意を表明します。

当協議会としては、令和3年3月29日の佐久広域連合議会における意思表明を汲み上げていただくこと等を理由として、あまりに急な本件改修工事の入札公告を延期することも要望しておりました。

ところが、今回の回答は、佐久広域連合長及び佐久広域連合議会議長が自ら長野地方家庭裁判所まで赴いた後、短期間でなされており、地元地方公共団体の意思を汲み上げていただけず、この点においても甚だ遺憾であります。

せめてもの救いは、兼用とはいえ試行面会施設の設置の可能性が残されたことですが、試行面会施設は、佐久地域の社会事情からすれば必須の施

設であることは明白であり、佐久地域の住民がこれまで被ってきた負担や不利益を速やかに解消するため、今回の改修を機会に設置することを改めて要望いたします。

また、エレベーター新設の要望に関して、あくまで設置せずに今回の改修計画を推し進めるということであれば、2階の法廷を使用する場合の事件関係者（当事者、代理人、証人等）や傍聴人への対応について、納得できる適切な解決策を明確に示していただきたいと考えます。

当協議会等からなされた要望は、協議会構成員だけでなく、佐久地域の住民はもちろん、佐久支部庁舎で勤務する方々も含めて、おそらく誰もが思いを同じくする、いたって常識的な要望であります。

当協議会は、今後も引き続き、佐久支部庁舎の完全バリアフリー化・試行面会施設の設置、家庭裁判所調査官の常駐、少年審判の取扱い等を求めて、佐久地域の司法充実のために積極的に活動する決意を、ここに改めて表明します。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会 長	佐久広域連合連合長	柳 田 清 二
副 会 長	佐久広域連合議会議長	清 水 喜 久 男
副 会 長	長野県議会議員	小 山 仁 志
監 事	佐久調停協会会長	吉 岡 道 明
監 事	佐久児童相談所所長	山 室 京 子
	佐久広域連合議会副議長	高 橋 康 徳
	長野県議会議員	山 岸 喜 昭
	長野県議会議員	大 井 岳 夫
	長野県議会議員	竹 花 美 幸
	長野県議会議員	花 岡 賢 一
	長野県議会議員	依 田 明 善
	長野県弁護士会会長	中 嶋 知 文
	佐久保健福祉事務所所長	白 井 祐 二
	長野県社会福祉士会会長	萱 津 公 子
	佐久市更生保護女性会会長	木 内 咲 子
	南佐久地区更生保護女性会会長	鷹 野 智 恵
	長野県司法書士会副会長	和 田 洋 子
事務局長	長野県弁護士会地域司法計画推進委員	大 井 基 弘
事 務 局	佐久広域連合事務局長	比 田 井 毅
事 務 局	佐久広域連合事務局次長	平 井 義 人
事 務 局	佐久広域連合事務局庶務課企画係長	望 月 裕 一